

参考3 つくばみらい市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

章	章見出し	節	節見出し	款	款見出し	条文見出し	省令	条例	基準類型
1	総則	—	—	—	—	趣旨	1条	1条	—
1	総則	—	—	—	—	定義	2条	2条	—
1	総則	—	—	—	—	指定地域密着型サービスの事業の一般原則	3条	3条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	基本方針等	—	—	基本方針	3条の2	4条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	基本方針等	—	—	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3条の3	5条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	人員に関する基準	—	—	定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数	3条の4	6条	従う
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	人員に関する基準	—	—	管理者	3条の5	7条	従う
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	設備に関する基準	—	—	—	3条の6	8条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	内容及び手続の説明及び同意	3条の7	9条	従う(第1項), 参酌(第2項～第6項)
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	提供拒否の禁止	3条の8	10条	従う
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	サービス提供困難時の対応	3条の9	11条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	受給資格等の確認	3条の10	12条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	要介護認定の申請に係る援助	3条の11	13条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	心身の状況等の把握	3条の12	14条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	指定居宅介護支援事業者等との連携	3条の13	15条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	3条の14	16条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	居宅サービス計画に沿ったサービスの	3条の15	17条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	居宅サービス計画等の変更の援助	3条の16	18条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	身分を証する書類の携行	3条の17	19条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	サービスの提供の記録	3条の18	20条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	利用料等の受領	3条の19	21条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	保険給付の請求のための証明書の交付	3条の20	22条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	3条の21	23条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	3条の22	24条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	主治の医師との関係	3条の23	25条	従う(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く), 参酌(従うべき基準を除く)
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	3条の24	26条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	同居家族に対するサービス提供の禁止	3条の25	27条	従う
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	利用者に関する市への通知	3条の26	28条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	緊急時等の対応	3条の27	29条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	管理者等の責務	3条の28	30条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	運営規程	3条の29	31条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	勤務体制の確保等	3条の30	32条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	衛生管理等	3条の31	33条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	掲示	3条の32	34条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	秘密保持等	3条の33	35条	従う
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	広告	3条の34	36条	参酌

章	章見出し	節	節見出し	款	款見出し	条文見出し	省令	条例	基準類型
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	3条の35	37条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	苦情処理	3条の36	38条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	地域との連携等	3条の37	39条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	事故発生時の対応	3条の38	40条	従う
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	会計の区分	3条の39	41条	参酌
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	運営に関する基準	—	—	記録の整備	3条の40	42条	参酌 市独自：記録保存期間を5年間
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5	連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例	—	—	適用除外	3条の41	43条	従う(第1項、第2項(第3条の23に係る部分(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く))), 参酌(従うべき基準を除く)
2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5	連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例	—	—	指定訪問看護事業者との連携	3条の42	44条	参酌
3	夜間対応型訪問介護	1	基本方針等	—	—	基本方針	4条	45条	参酌
3	夜間対応型訪問介護	1	基本方針等	—	—	指定夜間対応型訪問介護	5条	46条	参酌
3	夜間対応型訪問介護	2	人員に関する基準	—	—	訪問介護員等の員数	6条	47条	従う
3	夜間対応型訪問介護	2	人員に関する基準	—	—	管理者	7条	48条	従う
3	夜間対応型訪問介護	3	設備に関する基準	—	—	—	8条	49条	参酌
3	夜間対応型訪問介護	4	運営に関する基準	—	—	指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針	9条	50条	参酌
3	夜間対応型訪問介護	4	運営に関する基準	—	—	指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針	10条	51条	参酌
3	夜間対応型訪問介護	4	運営に関する基準	—	—	夜間対応型訪問介護計画の作成	11条	52条	参酌
3	夜間対応型訪問介護	4	運営に関する基準	—	—	緊急時等の対応	12条	53条	参酌
3	夜間対応型訪問介護	4	運営に関する基準	—	—	管理者等の責務	13条	54条	参酌
3	夜間対応型訪問介護	4	運営に関する基準	—	—	運営規程	14条	55条	参酌
3	夜間対応型訪問介護	4	運営に関する基準	—	—	勤務体制の確保等	15条	56条	参酌
3	夜間対応型訪問介護	4	運営に関する基準	—	—	地域との連携等	16条	57条	参酌
3	夜間対応型訪問介護	4	運営に関する基準	—	—	記録の整備	17条	58条	参酌 市独自：記録保存期間を5年間
3	夜間対応型訪問介護	4	運営に関する基準	—	—	準用	18条	59条	—
—	—	—	—	—	—	—	19条～40条削除	—	—
4	認知症対応型通所介護	1	基本方針	—	—	—	41条	60条	参酌
4	認知症対応型通所介護	2	人員及び設備に関する基準	1	単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所	従業者の員数	42条	61条	従う
4	認知症対応型通所介護	2	人員及び設備に関する基準	1	単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所	管理者	43条	62条	従う
4	認知症対応型通所介護	2	人員及び設備に関する基準	1	単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所	設備及び備品等	44条	63条	参酌
4	認知症対応型通所介護	2	人員及び設備に関する基準	2	共用型指定認知症対応型通所介護	従業者の員数	45条	64条	従う

章	章見出し	節	節見出し	款	款見出し	条文見出し	省令	条例	基準類型
4	認知症対応型通所介護	2	人員及び設備に関する基準	2	共用型指定認知症対応型通所介護	利用定員等	46条	65条	従う(第1項), 参酌(第2項)
4	認知症対応型通所介護	2	人員及び設備に関する基準	2	共用型指定認知症対応型通所介護	管理者	47条	66条	従う
4	認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	心身の状況等の把握	48条	67条	参酌
4	認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	利用料等の受領	49条	68条	参酌
4	認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針	50条	69条	参酌
4	認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	51条	70条	参酌
4	認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	認知症対応型通所介護計画の作成	52条	71条	参酌
4	認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	管理者の責務	53条	72条	参酌
4	認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	運営規程	54条	73条	参酌
4	認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	勤務体制の確保等	55条	74条	参酌
4	認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	定員の遵守	56条	75条	参酌
4	認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	非常災害対策	57条	76条	参酌
4	認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	衛生管理等	58条	77条	参酌
4	認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	地域との連携等	59条	78条	参酌
4	認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	記録の整備	60条	79条	参酌 年間 市独自:記録保存期間を5
4	認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	準用	61条	80条	—
5	小規模多機能型居宅介護	1	基本方針	—	—	—	62条	81条	参酌
5	小規模多機能型居宅介護	2	人員に関する基準	—	—	従業者の員数等	63条	82条	従う
5	小規模多機能型居宅介護	2	人員に関する基準	—	—	管理者	64条	83条	従う
5	小規模多機能型居宅介護	2	人員に関する基準	—	—	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者	65条	84条	従う
5	小規模多機能型居宅介護	3	設備に関する基準	—	—	登録定員及び利用定員	66条	85条	従う
5	小規模多機能型居宅介護	3	設備に関する基準	—	—	設備及び備品等	67条	86条	従う(第1項(宿泊室に係る部分), 第2項第2号イ), 参酌(従うべき基準を除く)
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	心身の状況等の把握	68条	87条	参酌
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	居宅サービス事業者等との連携	69条	88条	参酌
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	身分を証する書類の携行	70条	89条	参酌
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	利用料等の受領	71条	90条	参酌
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	72条	91条	参酌
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	73条	92条	従う(第5号, 第6号), 参酌(第1号~第4号, 第7号, 第8号)
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	居宅サービス計画の作成	74条	93条	参酌
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	法定代理受領サービスに係る報告	75条	94条	参酌
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	76条	95条	参酌
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	小規模多機能型居宅介護計画の作成	77条	96条	参酌
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	介護等	78条	97条	従う(第2項), 参酌(第1項, 第3項)
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	社会生活上の便宜の提供等	79条	98条	参酌
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	緊急時等の対応	80条	99条	参酌
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	運営規程	81条	100条	参酌

章	章見出し	節	節見出し	款	款見出し	条文見出し	省令	条例	基準類型
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	定員の遵守	82条	101条	参酌
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	非常災害対策	82条の2	102条	参酌
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	協力医療機関等	83条	103条	参酌
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	調査への協力等	84条	104条	参酌
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	地域との連携等	85条	105条	参酌
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	居住機能を担う併設施設等への入居	86条	106条	参酌
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	記録の整備	87条	107条	参酌 年間 市独自：記録保存期間を5
5	小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	準用	88条	108条	—
6	認知症対応型共同生活介護	1	基本方針	—	—	—	89条	109条	参酌
6	認知症対応型共同生活介護	2	人員に関する基準	—	—	従業者の員数	90条	110条	従う
6	認知症対応型共同生活介護	2	人員に関する基準	—	—	管理者	91条	111条	従う
6	認知症対応型共同生活介護	2	人員に関する基準	—	—	指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	92条	112条	従う
6	認知症対応型共同生活介護	3	設備に関する基準	—	—	—	93条	113条	従う(第2項(居室に係る部分), 第4項), 標準(第1項, 第2項(居室に係る部分を除く)), 参酌(従うべき基準及び標準を除く)
6	認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	入退居	94条	114条	参酌
6	認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	サービスの提供の記録	95条	115条	参酌
6	認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	利用料等の受領	96条	116条	参酌
6	認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	97条	117条	従う(第5項, 第6項), 参酌(第1項~第4項, 第7項)
6	認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	認知症対応型共同生活介護計画の作成	98条	118条	参酌
6	認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	介護等	99条	119条	従う(第2項), 参酌(第1項, 第3項)
6	認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	社会生活上の便宜の提供等	100条	120条	参酌
6	認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	管理者による管理	101条	121条	参酌
6	認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	運営規程	102条	122条	参酌
6	認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	勤務体制の確保等	103条	123条	参酌
6	認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	定員の遵守	104条	124条	参酌
6	認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	協力医療機関等	105条	125条	参酌
6	認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	106条	126条	参酌
6	認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	記録の整備	107条	127条	参酌 年間 市独自：記録保存期間を5
6	認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	準用	108条	128条	—
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	1	基本方針	—	—	—	109条	129条	参酌
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	2	人員に関する基準	—	—	従業者の員数	110条	130条	従う
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	2	人員に関する基準	—	—	管理者	111条	131条	従う
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	3	設備に関する基準	—	—	—	112条	132条	参酌
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	内容及び手続の説明及び契約の締結等	113条	133条	従う(第1項~第3項)
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等	114条	134条	従う(第1項, 第2項), 参酌(第3項, 第4項)
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意	115条	135条	参酌

章	章見出し	節	節見出し	款	款見出し	条文見出し	省令	条例	基準類型
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	サービスの提供の記録	116条	136条	参酌
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	利用料等の受領	117条	137条	参酌
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針	118条	138条	従う(第4項, 第5項), 参酌(第1項~第3項, 第6項)
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	地域密着型特定施設サービス計画の作成	119条	139条	参酌
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	介護	120条	140条	参酌
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	機能訓練	121条	141条	参酌
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	健康管理	122条	142条	参酌
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	相談及び援助	123条	143条	参酌
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	利用者の家族との連携等	124条	144条	参酌
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	運営規程	125条	145条	参酌
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	勤務体制の確保等	126条	146条	参酌
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	協力医療機関等	127条	147条	参酌
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	記録の整備	128条	148条	参酌 市独自:記録保存期間を5年間
7	地域密着型特定施設入居者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	準用	129条	149条	—
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	基本方針	—	—	—	130条	150条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	人員に関する基準	—	—	—	131条	151条	従う(第1項~第13項, 第15項, 第16項), 参酌(第14項)
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	設備に関する基準	—	—	—	132条	152条	従う(第1項第1号イ), 参酌(従うべき基準を除く)
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	サービス提供困難時の対応	133条	153条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	入退所	134条	154条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	サービスの提供の記録	135条	155条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	利用料等の受領	136条	156条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針	137条	157条	従う(第4項, 第5項), 参酌(第1項~第3項, 第6項)
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	地域密着型施設サービス計画の作成	138条	158条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	介護	139条	159条	従う(第7項, 第8項), 参酌(第1項~第6項)
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	食事	140条	160条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	相談及び援助	141条	161条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	社会生活上の便宜の提供等	142条	162条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	機能訓練	143条	163条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	健康管理	144条	164条	参酌

章	章見出し	節	節見出し	款	款見出し	条文見出し	省令	条例	基準類型
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	入所者の入院期間中の取扱い	145条	165条	従う
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	管理者による管理	146条	166条	従う
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	計画担当介護支援専門員の責務	147条	167条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	運営規程	148条	168条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	勤務体制の確保等	149条	169条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	定員の遵守	150条	170条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	衛生管理等	151条	171条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	協力病院等	152条	172条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	秘密保持等	153条	173条	従う
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	154条	174条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	事故発生の防止及び発生時の対応	155条	175条	従う
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	記録の整備	156条	176条	参酌 市独自:記録保存期間を5年間
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	運営に関する基準	—	—	準用	157条	177条	—
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	1	この節の趣旨及び基本方針	この節の趣旨	158条	178条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	1	この節の趣旨及び基本方針	基本方針	159条	179条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	2	設備に関する基準	—	160条	180条	従う(第1項第1号ア(ウ)a), 参酌(従うべき基準を除く)
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	3	運営に関する基準	利用料等の受領	161条	181条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	3	運営に関する基準	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針	162条	182条	従う(第6項, 第7項), 参酌(第1項~第5項, 第8項)
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	3	運営に関する基準	介護	163条	183条	従う(第8項, 第9項), 参酌(第1項~第7項)
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	3	運営に関する基準	食事	164条	184条	参酌

章	章見出し	節	節見出し	款	款見出し	条文見出し	省令	条例	基準類型
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基	3	運営に関する基準	社会生活上の便宜の提供等	165条	185条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基	3	運営に関する基準	運営規程	166条	186条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基	3	運営に関する基準	勤務体制の確保等	167条	187条	従う(第2項, 第3項), 参酌(第1項, 第4項)
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基	3	運営に関する基準	定員の遵守	168条	188条	参酌
8	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基	3	運営に関する基準	準用	169条	189条	—
9	複合型サービス	1	基本方針	—	—	—	170条	190条	参酌
9	複合型サービス	2	人員に関する基準	—	—	従業者の員数等	171条	191条	従う
9	複合型サービス	2	人員に関する基準	—	—	管理者	172条	192条	従う
9	複合型サービス	2	人員に関する基準	—	—	指定複合型サービス事業者の代表者	173条	193条	従う
9	複合型サービス	3	設備に関する基準	—	—	登録定員及び利用定員	174条	194条	標準
9	複合型サービス	3	設備に関する基準	—	—	設備及び備品等	175条	195条	従う(第1項(宿泊室に係る部分), 第2項第2号イ), 参酌(従うべき基準を除く)
9	複合型サービス	4	運営に関する基準	—	—	指定複合型サービスの基本取扱方針	176条	196条	参酌
9	複合型サービス	4	運営に関する基準	—	—	指定複合型サービスの具体的取扱方針	177条	197条	従う(第5号, 第6号), 参酌(第1号~第4号, 第7号~第11号)
9	複合型サービス	4	運営に関する基準	—	—	主治の医師との関係	178条	198条	従う(複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の提出に係る部分を除く), 参酌(従うべき基準を除く)
9	複合型サービス	4	運営に関する基準	—	—	複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成	179条	199条	参酌
9	複合型サービス	4	運営に関する基準	—	—	緊急時等の対応	180条	200条	参酌
9	複合型サービス	4	運営に関する基準	—	—	記録の整備	181条	201条	参酌 市独自:記録保存期間を5年間
9	複合型サービス	4	運営に関する基準	—	—	準用	182条	202条	—

つくばみらい市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(案)

章	章見出し	節	節見出し	款	款見出し	条文見出し	省令	条例	基準類型
1	総則	—	—	—	—	趣旨	第1条	第1条	—
1	総則	—	—	—	—	定義	第2条	第2条	—
1	総則	—	—	—	—	指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則	第3条	第3条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	1	基本方針	—	—	—	第4条	第4条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	2	人員及び設備に関する基準	1	単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護	従業者の員数	第5条	第5条	従う
2	介護予防認知症対応型通所介護	2	人員及び設備に関する基準	1	単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護	管理者	第6条	第6条	従う
2	介護予防認知症対応型通所介護	2	人員及び設備に関する基準	1	単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護	設備及び備品等	第7条	第7条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	2	人員及び設備に関する基準	2	共用型指定介護予防認知症対応型通所介護	従業者の員数	第8条	第8条	従う
2	介護予防認知症対応型通所介護	2	人員及び設備に関する基準	2	共用型指定介護予防認知症対応型通所介護	利用定員等	第9条	第9条	従う(第1項), 参酌(第2項)
2	介護予防認知症対応型通所介護	2	人員及び設備に関する基準	2	共用型指定介護予防認知症対応型通所介護	管理者	第10条	第10条	従う
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	内容及び手続の説明及び同意	第11条	第11条	従う(第1項), 参酌(第2項～第6項)
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	提供拒否の禁止	第12条	第12条	従う
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	サービス提供困難時の対応	第13条	第13条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	受給資格等の確認	第14条	第14条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	要支援認定の申請に係る援助	第15条	第15条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	心身の状況等の把握	第16条	第16条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	介護予防支援事業者等との連携	第17条	第17条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助	第18条	第18条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	第19条	第19条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	介護予防サービス計画の変更の援助	第20条	第20条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	サービスの提供の記録	第21条	第21条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	利用料等の受領	第22条	第22条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	保険給付の請求のための証明書の交付	第23条	第23条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	利用者に関する市への通知	第24条	第24条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	緊急時等の対応	第25条	第25条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	管理者の責務	第26条	第26条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	運営規程	第27条	第27条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	勤務体制の確保等	第28条	第28条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	定員の遵守	第29条	第29条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	非常災害対策	第30条	第30条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	衛生管理等	第31条	第31条	参酌

章	章見出し	節	節見出し	款	款見出し	条文見出し	省令	条例	基準類型
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	掲示	第32条	第32条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	秘密保持等	第33条	第33条	従う
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	広告	第34条	第34条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	第35条	第35条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	苦情処理	第36条	第36条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	事故発生時の対応	第37条	第37条	従う
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	会計の区分	第38条	第38条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	地域との連携等	第39条	第39条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	3	運営に関する基準	—	—	記録の整備	第40条	第40条	参酌 年間 市独自：記録保存期間を5
2	介護予防認知症対応型通所介護	4	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	—	—	指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針	第41条	第41条	参酌
2	介護予防認知症対応型通所介護	4	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	—	—	指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	第42条	第42条	参酌
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	1	基本方針	—	—	—	第43条	第43条	参酌
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	2	人員に関する基準	—	—	従業者の員数等	第44条	第44条	従う
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	2	人員に関する基準	—	—	管理者	第45条	第45条	従う
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	2	人員に関する基準	—	—	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者	第46条	第46条	従う
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	3	設備に関する基準	—	—	登録定員及び利用定員	第47条	第47条	従う
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	3	設備に関する基準	—	—	設備及び備品等	第48条	第48条	従う(第1項(宿泊室に係る部分)、第2項第2号イ)、参酌(従うべき基準を除く)
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	心身の状況等の把握	第49条	第49条	参酌
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	介護予防サービス事業者等との連携	第50条	第50条	参酌
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	身分を証する書類の携行	第51条	第51条	参酌
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	利用料等の受領	第52条	第52条	参酌
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	身体的拘束等の禁止	第53条	第53条	従う
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	法定代理受領サービスに係る報告	第54条	第54条	参酌
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付	第55条	第55条	参酌
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	緊急時等の対応	第56条	第56条	参酌
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	運営規程	第57条	第57条	参酌
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	定員の遵守	第58条	第58条	参酌
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	非常災害対策	第58条の2	第59条	参酌
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	協力医療機関等	第59条	第60条	参酌
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	調査への協力等	第60条	第61条	参酌
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	地域との連携等	第61条	第62条	参酌
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	居住機能を担う併設施設等への入居	第62条	第63条	参酌
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	記録の整備	第63条	第64条	参酌 年間 市独自：記録保存期間を5
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	4	運営に関する基準	—	—	準用	第64条	第65条	—
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	—	—	指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	第65条	第66条	参酌
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	—	—	指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	第66条	第67条	参酌

章	章見出し	節	節見出し	款	款見出し	条文見出し	省令	条例	基準類型
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	—	—	介護等	第67条	第68条	従う(第2項), 参酌(第1項, 第3項)
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	—	—	社会生活上の便宜の提供等	第68条	第69条	参酌
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	1	基本方針	—	—	—	第69条	第70条	参酌
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	2	人員に関する基準	—	—	従業者の員数	第70条	第71条	従う
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	2	人員に関する基準	—	—	管理者	第71条	第72条	従う
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	2	人員に関する基準	—	—	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	第72条	第73条	従う
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	3	設備に関する基準	—	—	—	第73条	第74条	従う(第2項(居室に係る部分), 第4項), 標準(第1項, 第2項(入居定員に係る部分)), 参酌(従うべき基準及び標準を除く)
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	入退居	第74条	第75条	参酌
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	サービスの提供の記録	第75条	第76条	参酌
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	利用料等の受領	第76条	第77条	参酌
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	身体的拘束等の禁止	第77条	第78条	従う
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	管理者による管理	第78条	第79条	参酌
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	運営規程	第79条	第80条	参酌
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	勤務体制の確保等	第80条	第81条	参酌
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	定員の遵守	第81条	第82条	参酌
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	協力医療機関等	第82条	第83条	参酌
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止	第83条	第84条	参酌
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	記録の整備	第84条	第85条	参酌 市独自:記録保存期間を5年間
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	4	運営に関する基準	—	—	準用	第85条	第86条	—
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	—	—	指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針	第86条	第87条	参酌
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	—	—	指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針	第87条	第88条	参酌
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	—	—	介護等	第88条	第89条	従う(第2項), 参酌(第1項, 第3項)
4	介護予防認知症対応型共同生活介護	5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	—	—	社会生活上の便宜の提供等	第89条	第90条	参酌

つくばみらい市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例(案)

章	章見出し	節	節見出し	款	款見出し	条文見出し	省令	条例	基準類型
—	—	—	—	—	—	趣旨	—	第1条	—
—	—	—	—	—	—	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員	—	第2条	参酌
—	—	—	—	—	—	指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格	—	第3条	従う